

10番(南部 武司君) 再選後初めての議会ということで、また4年間、よろしくお願いいたします。

この3月定例会では、市街化調整区域と市街化区域につきまして、それと夜間の安全対策についての2問を通告いたしております。それぞれについて伺いたいと思います。

町内大多数の集落は市街化調整区域であります。この市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項の規定により、市街化を抑制すべきものとして指定されている区域です。開発行為は原則認められません。

私は、平成18年3月定例会の一般質問で、三重県の市街化調整区域における宅地開発の新たな実施基準に関する条例、都市計画法第34条第8号の3に基づく基準について質問をいたしました。答弁では、現行の開発許可制度では、市街化調整区域内の既存集落内宅地の利活用が原則として認められていない状況から、一律的な開発規制ではなく、弾力的な開発等が可能となるよう、都市計画法第34条第8号の3の規定を、現行の都市計画法施行令の基準に基づく開発行為の規模を定める条例に加える改正を行うものとするもので、対象となる市町からの申し出により、知事がこれらの区域を指定すれば、自家用一戸建て専用住宅等が建築できる予定です、とありました。

その後、県は、平成18年6月30日に、都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を公布施行しました。また木曾岬町、菰野町、いなべ市にかかる区域を追加いたしました。東員町は、この条例についてどのように取り組んでいるのか、伺いたいと思います。

当初は、東員町が独自で条例を制定するものと思いましたが、都市計画法第34条第11号に基づく指定区域の指定を受けることでよいと解釈したのですが、少しわかりにくく、この条例ではどのようになると理解すればよいのでしょうか。また、本来なら簡単に住宅建築ができる市街化区域でも、道路幅員4メートル未満とか、雨水排水ができないなどの理由で建築ができない場所がありますが、その対策など、東員町では考えているのかどうか、伺いたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 南部議員の、市街化と市街化調整区域についてのご質問にお答えをいたします。

三重県では、市街化調整区域において土地利用規制の適正化を図るため、「都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」が施行され、市街化調整区域における宅地開発の新たな許可基準が条例化されました。市街化調整区域において土地利用規制の適正化を図る必要性の高い地域について、区域を指定することにより、指定区域内において、一般住宅の建築が可能となりました。この区域指定は、市町村の申出制により県が指定するものであり、市町村のまちづくりの方針、土地利用状況等を勘案して定めるものとなっております。

当町におきましても、市街化区域の未利用地等の問題もあり、検討をさせていただいておりましたが、「既存宅地制度」の廃止により、既存集落における土地利用に問題が生じないよう、また、集落の維持を図ることを目的に、区域指定を受けることの作業に、本年度、着手いたしましたところでございます。

都市計画法第34条第11号の詳しい内容は、50戸以上の建築物が連たんしており、かつ、新たな道路や水路施設などの公共施設の整備の必要がない集落のうち、市街化区域から、半径が1キロメートル以内にある集落であることが条件となっており、一戸建て専用住宅の開発行為及び建築行為が可能となります。また、過去に一定期間建築物が建っていた土地に限り、一戸建て専用住宅の建築行為をするには、都市計画法施行令第36条第1項第3号八の指定を受けることにより可能となります。

いずれにいたしましても、農振農用地は指定区域に含めることはできませんし、区域境は、道路、河川などの地形境とすることとなっており、農地をできる限り含まない形で最小限の区域指定となります。

次に、市街化区域の道路幅員と雨水排水につきましては、笹尾城山を除く市街化区域は、都市計画区域が指定された際に、既存の工場や集落を中心に、その周辺を、将来的に土地利用が進められ、産業活動や人口増が図られる区域として指定されましたが、住居系用途地域では、人家が密集し、道路の幅員等に必要な用地確保が困難であったことや、市街化区域であることの認識不足などから、その後、ほとんど市街化区域として、道路や排水路の住環境整備が行われず、現在に至っております。

このような状況から、ご指摘のように、既存集落周辺の市街化区域では、建築要件である前面道路の幅員や排水路等の要件が確保されない個所があります。

そこで、その対策として、道路につきましては、以前、議員から、前面道路の幅員が4メートル未満の道路に面した敷地に住宅を建築する場合の要件である、道路中心線から2メートル後退する接道要件を満たすために、後退した土地を本来の道路敷地として町が

確保し、将来、その道路全面に渡り、4メートルの幅員が確保される制度を設けてはどうかのご提言をいただき、検討しましたが、すぐに制度化するには難しい面もありますことから、当面は、後退していただいた土地を、直接地権者から買収させていただく方法で、平成19年度から試みております。

また、排水路につきましては、現況排水路が排水能力の限界まで達している個所もあるなど、まずは、排水区域や排水経路等の現況把握の調査を行い、その後に整備方法等について検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。

この条例では、道路幅員6.5メートルと、たしか書いてあったと思いますが、4メートルではどうしていけないのでしょうか。現実的ではないと思います。市街化調整区域内の道路の多くは、狭くて、車がやっと通れる幅員です。数字合わせのために設定された、鳥取、六把野の市街化区域でも、6.5メートルの幅という道路はまずありません。県の回答では、道路幅が狭い集落については、当条例の対象とすることはできず、市街化区域編入や土地区画整理事業など、道路整備も含めた総合的な計画にて行う必要があります、とありますが、土地区画整理事業をどのように認識しているのでしょうか。東員駅北側の予定地も含め、答弁をお願いしたいと思います。

町長をお願いします。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをいたします。

県の条例等で6.5メートルということですが、その辺については、担当の方から答弁をさせます。

議長(門脇 助雄君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) お答えをいたします。

市街化区域での道路でございますけど、一応4メートルというみなし道路というのがありますので、それで活用していくわけございまして、セットバックして、中心線から2メー

ルを退いた部分については、用地交渉とかをしていくわけでございますけど、それを活用していきたいと思っております。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 土地区画整理のことも少し聞きたかったのですが、以前にも聞いて、地権者の同意がなかなか得られないという答えを得ておりましたので、次の質問にいきます。担当部長に伺います。

最低敷地面積につきましてですが、町条例に基づく開発行為を行う場合における都市計画法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、三重県では200平米以上とすることとあったはずですが、ゆとりある住環境を提供するという目的で考えると、300平米以上でもよいとは思いますが、現行の住宅系の許可は敷地面積を200平米以上500平米未満となっているけども、どのように取り扱うのか、また条例によって想定されるメリット・デメリットを伺いたいと思います。お願いします。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) お答えをさせていただきます。

ただいま、南部議員からのご質問でございますが、都市計画法の関係で3483と3613ということで、東員町の方が申し出すれば、県の方で県条例に基づきまして指定をされるということでございますので、デメリットまでは考えておりませんが、現状として農家の分家、そういったところにつきましては、建築されておったんですけど、営農の方へ委託される農家が最近ふえておりますし、そういった観点から見ていきますと、農地を所有しておったとしても、現実、自分ところの分家を建てないという、そういった状況もございますので、そういったところではメリットがあるかなということで考えております。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 農家の分家につきまして、お答えいただきまして、実は次に質問しようかなと思って考えておったんですけど、ありがとうございます。

市街化調整区域内の建物を取り壊し、新たに今度建築しようとするとき、既存宅地の取り扱いがなくなった今は、手続上、用途変更を伴う場合や、既存建物の1.5倍以上の建

てかえでは、開発行為は当然起こさなければならないのですが、それで間違っているかどうか、伺います。それと開発行為の費用、あるいは500平米を超える場合には分筆登記とか、かなりの費用がかかります。そういうことが、この条例によって若干不要となると思うのですが、その点、伺いたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) お答えをいたします。

既存宅地の建てかえということのご質問で、既存建築物の従前の規模の1.5倍以上は開発行為が要ります。開発行為で500平米以上は、開発許可が要ります。調整区域につきましても、0平米から要るわけでございますけど、今回200平米以上ということでございますので、分筆とかのことについては、地主の方でやってもらうということでございます。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 東員町の工業団地では、急ピッチで新設工事が始まっております。また、いなべ市においてもデンソーが大きな工場を建築中です。当然そこに働く従業員の方々もふえると思います。その方々の住居を東員町に建築してほしいものだと思うものです。早急な住宅整備をお願いし、次の質問にいきいたいと思います。

町長の所信表明にもありました主要施策の一つに、安全・安心のまちがありました。先週、津市のスーパー駐車場で、万引きをしたブラジル人が、78歳の男性をひき殺すという事件がありました。東員町にも大きなスーパーが多くあり、同様な事件が起こらないよう、願いたいと思います。

次の質問では、夜間の公共施設の管理や道路を照明する防犯灯、道路照明灯の安全について伺いたいと思います。

青少年育成町民会議のメンバーは、駅、学校、公園、公共施設などを重点に夜間パトロールを行っております。今は寒いので不審者は見かけませんが、便所や施設の水道栓、あるいは電気施設などがよく壊されていると聞きます。その状況をどれだけ把握しているのか、最近の被害状況を含め、現状を伺いたいと思います。

また、犯罪防止のための取り組みは行っているのでしょうか。これらの対策として、街路灯の設置や防犯カメラの設置があります。カメラがあるというだけで犯罪が減ったという事

例もあります。中部公園や野球場、駅前などに防犯カメラの設置は考えられないものでしょうか。

平成17年9月定例会での一般質問で、私は、東員駅からの道路が暗いとの指摘をしましたが、歩道には電柱がないので、防犯灯については関係機関と協議が必要、との答弁がありました。その後どのように協議され、改善されたのでしょうか、伺いたいと思います。

東員駅前、今、道路の拡張工事を行っています。神田小学校北側の拡張工事も完成が間近です。道路がよくなると、交通量がふえ、新たな安全対策が求められると思います。電柱に取りつける街路灯ではなく、道路照明灯の設置など、どのような夜間の安全対策を考えているのでしょうか。

夜間パトロールの時間帯では、役場や文化センターの駐車場及び中部公園と三段溜公園は電灯が点灯しております。万助溜公園は真っ暗です。だれもいないのに電灯をつけているなんてと思ったのですが、防犯上は明かりがあった方がよいようにも感じます。町の施設では、照明について何か決まりがあるのでしょうか。

以上、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 公園及び道路等に関してのご質問に、私の方から一括してご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、公園などの公共施設において、施設や設備などがいたずらで壊されるといったことが見受けられます。

例えば、中部公園が開園した平成16年度以降におきましては、水道の蛇口が壊されたり、照明器具が割られたりの被害が、中部公園で18件、その他5つの公園で7件、合計25件が発生しております。その都度、被害届とともに、警察当局に、特に夜間のパトロールの強化をお願いしているのが実情であります。

そこで、被害対策として、防犯カメラを設置したらどうかとのことでございますけれども、施設を直接管理する所管課と調整しながら、パトロールの効果なども検証したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、犯罪が起きない環境づくりも必要であると思われるので、地域防犯の観点からも、地域の皆様にご協力いただきながら再発防止を心がけてまいりたいと考えております。

次に、東員駅からの道路が暗いとのことですが、当該道路は県道ですので、県当局に街路灯の設置を要望しておりますが、進展していないのが状況であります。

しかしながら付近に東員交番が設置されて、ご指摘当時より周辺環境も変化しておりますので、そのあたりも見きわめながら、引き続きお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、道路照明に関してでございますが、道路照明は、道路や交通状況を把握するため、国においてその設置基準が示されており、ご指摘の東員駅南道路や神田小学校北側道路については、基準に沿って検証しましたが、照明灯を設置する状況ではございません。

最後に、公園や駐車場の照明についてであります。公園は、大規模な都市公園から地域の小公園まで、規模や用途もさまざまでありまして、その公園のコンセプトによっても、照明などの設備や施設の配置なども異なりますので、先の道路のような一定基準はございません。駐車場においても同様でありますので、よろしくお願いいたします。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。

夜間パトロールと言われましたので、犯罪は昼間ではなく、夜間であると理解しているのでしょうか。まず伺います。

それと25件ということですが、修理費等は幾らぐらいになったのか。一番被害が大きかった事例もあわせて教えてください。また、いたずらというか、壊された状況は、警察への通報が一番先なのか、役場への通報が多いのか、あるいは警備会社なのか、その点も伺いたいと思います。

以上お願いします。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 犯罪の発生は、夜間、昼間、変わらずあると思いますけれども、やはり夜間の方が人目につかないから発生しやすいという状況はあると思

ます。その他の公園の修繕費とか、そういうものに関しては、担当の課の方から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

議長(門脇 助雄君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 被害の金額につきましては、今、手持ちがありませんので、わからないわけでございますけど、照明器具については保険も対応できますので、そこら辺でしております。それから割った方については、判明がしておれば、その費用負担もお願いするということしております。状況でございますが、例えば中部公園であれば、管理人から役場の方へ連絡をいただきまして、こちら現場を見まして、それから警察の方へも状況を見て通報しております。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 一つ、被害が一番大きかった事例も教えてほしかったのと、次ですが、東員町は意外とないんですが、センサー式というのがたくさんあります。特に中部公園なんか、夜11時、12時に行っても電気がつき放しのトイレがありますので、センサー式にしていいただいたら自動的に消えます。人が行ったらつきます。そんなようなことは考えられないのでしょうか。その2点、伺いたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 金額の大きいものは、例えば城山スポーツ公園であれば洗面台とか、ほとんどが蛇口関係の被害でございます。

センサーにつきましては、今後、一遍検討もしていきたいと思っております。

以上です。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) 道路について伺います。

東員駅のところの道路は、以前質問した時に、電信柱が西側にあって、そこに防犯灯がついているということで、歩道が反対側だから暗いと言ったわけで、これが県道となった今は、道路設置者がつけるというのはわかるんですが、歩道側に少し欲しいのではないかと。最近では青色タイプをつけることによって、犯罪も減るという事例もあります。あるいは地球



温暖化対策として、LEDや蛍光灯など、長寿命の効率的な光源というのがありますが、そのようなことを、今度新しくできる交差点とか、あるいは役場と東員駅を結ぶ新しい道路なんか検討できないのか、その点、伺いたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 東員駅の東側の道路は、現在西側に電柱がついておりまして、そこに電柱からつり下げた防犯灯がついております。これは認識しております。ですから距離が遠いから、歩道側に電灯がある場合には、例えば100パーセントとすると、照明効果は何パーセントに落ちるかわかりませんが、かなり落ちるということは認識しております。しかし、今からそれをつけかえるとなると、また多額の費用が要りますので、それにつきましては、はい、わかりました、すぐに実施しますというわけにはまいりませんので、ご理解を願いたいと思います。

ご指摘のように、今、防犯灯の中でも、より一層犯罪意識を低減させる色として青色の蛍光灯、それがあつては知つております。東員町ではまだ使つたことはございせんけれども、県内でも使つてるところがございます。そこら辺も、これからのことについては視野に入れていきたいと思つています。

電灯の長寿命のもの、省エネのものということで、省エネのものにつきましては、今でも使つておるのでございせんけれども、長寿命のものについても、あわせて取り入れるような形で進めてまいりたいと思つていますので、よろしくお願ひいたします。

議長(門脇 助雄君) 南部武司君。

10番(南部 武司君) LEDや蛍光灯、あるいは青色タイプの犯罪防止効果の高い電灯ということで、効率的な光を活用し、夜間でも明るい、安全・安心のまちをお願ひし、質問を終わりたいと思つています。

ありがとうございました。